

毎週月、水、金曜日発行

# 富山県報

平成27年3月18日

水曜日

号外(3)

## 目次

### 告 示

○都市計画事業の事業計画の変更認可	1
○県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧	3
○保安林の指定施業要件の変更予定	4

### 公 告

○特定非営利活動法人の設立認証の申請	5
○開発行為の工事完了	6
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出	
○争議行為の通知の公表	8

## 告 示

### 富山県告示第115号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成27年 3月18日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 施行者の名称  
黒部市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
黒部都市計画道路事業  
3・4・2号 前沢植木線
- 3 事業地  
(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

4 事業施行期間

平成17年11月18日から

平成32年 3 月31日まで

### 富山県告示第116号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成27年 3 月18日

富山県知事 石 井 隆 一

1 施行者の名称

南砺市

2 都市計画事業の種類及び名称

南砺都市計画道路事業

3・4・1 7号 百町二日町線

3 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

4 事業施行期間

平成21年 6 月10日から

平成28年 3 月31日まで

---

**富山県告示第117号**

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営荻生南部地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年3月18日

富山県知事 石 井 隆 一

**1 縦覧に供すべき書類**

県営荻生南部地区土地改良事業計画書の写し

**2 縦覧の期間**

平成27年3月19日から

平成27年4月16日まで

**3 縦覧の場所**

黒部市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この土地改良事業計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の異議申立てに対する決定を経た場合に、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該異議申立てに対する決定の取消しの訴えのみ提起することができます。

**富山県告示第118号**

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営上田地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年3月18日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営上田地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成27年3月19日から

平成27年4月16日まで

3 縦覧の場所

氷見市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この土地改良事業計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の異議申立てに対する決定を経た場合に、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該異議申立てに対する決定の取消しの訴えのみ提起することができます。

**富山県告示第119号**

保安林の指定施業要件の変更予定について

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により告示する。

平成27年3月18日

富山県知事 石 井 隆 一

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

富山県砺波市庄川町湯谷字小原21、22、93

2 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県農林水産部森林政策課及び砺波市役所に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

**特定非営利活動法人の設立認証の申請**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年3月18日

富山県知事 石 井 隆 一

1 申請のあった年月日

平成27年3月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アポロン

3 代表者の氏名

野入 潤

4 主たる事務所の所在地

富山県射水市本江2280番地

5 定款に記載された目的

この法人は、生活文化、伝統継承、各種表現（美術・映像・文学・音楽・芸能等）などの領域において活動する全ての人々、また趣味や教養として文化や技術等に触れたい、学びたい、交流したいと考える全ての人々、さらに古き良きもの

を大切に思い自然への敬いの心を持つ全ての人々を対象とし、古民家や空き家、空きスペース、空地などを積極的に活用しつつ、交流の場、制作・発表の場、講習・啓蒙の場、生産・収穫の場などを創出、運営、あるいはその監修やプロデュース等の事業を行う。このことにより、次世代の人材を育成しつつ、文化の振興、まちづくりや環境の保全を含めた地域文化の活性化に寄与することを目的とする。

### 開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成27年3月18日

富山県知事 石 井 隆 一

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
射水市堀江千石6番1の一部、6番4、7番1の一部、7番3、50番3の一部及び50番4	同 左	道 路	富山市本郷町13番地	独立行政法人 国立高等専門 学校機構富山 高等専門学校
射水市鷺塚 475番1、475番5及び476番1			南砺市松原新 433番地 2松原団地 406号	今井 健次 今井 明美

### 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成27年3月18日

富山県知事 石 井 隆 一

#### 1 店舗の名称及び所在地

富山ターミナルビル・電鉄富山駅ビル 富山市桜町一丁目1番61号

2 店舗を設置する者 西日本旅客鉄道株式会社 ほか2

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 西日本旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 佐々木 隆之 大阪府  
大阪市北区芝田二丁目4番24号 ほか2

(変更後) 西日本旅客鉄道株式会社 代表取締役 真鍋 精志 大阪府大阪市  
北区芝田二丁目4番24号 ほか2

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社早商 代表取締役 柞山 学 富山市八日町247-22 ほか63

(変更後) 株式会社Kコスメ・ボーテ 代表取締役 窪田 一男 富山市総曲輪3-5-18 ほか60

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店事項及び閉店時刻

(変更前) 午前10時及び午後8時 ほか

(変更後) 午前7時及び午後11時 ほか

4 変更の日 平成27年3月12日 ほか

5 変更の理由 顧客ニーズに対応するため ほか

6 届出の日 平成27年3月9日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 平成27年3月18日から平成27年7月21日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

(1)氏名及び住所(法人等にあっては、所在地、名称及び代表者氏名) (2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由

**争議行為の通知の公表**

富山県厚生農業協同組合連合会労働組合中央闘争委員長半田良範から、平成27年3月12日付けで争議行為を行う旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成27年3月18日

富山県知事 石 井 隆 一

**1 事件**

年度末手当要求及び2015年春闘要求に関する件

**2 日時**

平成27年3月23日午前8時30分から本事件解決に至るまで

**3 場所**

高岡市永楽町5番10号 富山県厚生農業協同組合連合会高岡病院

滑川市常盤町119番地 富山県厚生農業協同組合連合会滑川病院

**4 概要**

必要な一切の合法的争議行為を実施する。